

バイオマス利用の推進

～ペレットストーブの設置～

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「バイオマス活用推進基本法(平成 21 年法律第 52 号)」が平成 21 年 9 月 12 日に施行され、平成 22 年 12 月 17 日に同法 20 条に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定されました。この基本計画に基づき、関係 7 府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)の連携の下、バイオマスの活用を推進いたします。

現在、大量生産・大量消費型の 20 世紀の生活様式を見直し、資源の循環的、効率的利用を進め、環境に対する負荷の小さい経済社会を築いていくことが緊急の課題となっています。

このような社会を築いていくためのひとつの方法として「木質バイオマス」の利活用が進められています。

木質バイオマスは、発生形態によって、①未利用間伐材等(以下「林地残材」いう。)、②製材工場等残材、③建設発生木材に分類され、国内バイオマスで最大の利用可能量を有する林地残材は、年間 800 万トン(約 2,000 万 m³相当)が発生していますが、収集・運搬コストがかかるため、そのほとんどが間伐等の際に搬出されず林地内に残されています。

林野庁では、2020 年の木材自給率 50%を目指し、森林林業の集約化、路網整備の加速化、人材育成等により効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを推進するとともに、木材の安定供給体制を構築し、木材のマテリアルからエネルギーまでの多段階利用により木材利用拡大を推進しています。

高尾森林ふれあい推進センターでは、首都圏にある林野庁の出先として、身近な生活の中で活用できる木質バイオマスの利用の一例として、展示室、木工体験室の暖房をエアコンから木質ペレットストーブ(写真)に切り換えて、PR に努めています。

また、森林教室やボランティアなどの活動拠点施設「森林ふれあい館」も灯油の温風ヒーターとガス床暖から木質ペレットストーブに切り換えています。